

2024(令和6)年度 第1回古賀市人権施策審議会 議事録

日時:2024(令和6)年7月25日(木) 10時00分~11時30分

場所:古賀市役所 第二庁舎2階 中会議

出席委員(6名)

会長	横田 昌宏	副会長	守田 義弘
委員	岩城 和代	委員	菊武 由美子
委員	瑞慶山 広大	委員	園田 庄治

欠席委員(1名)

委員 井手 よし子

説明のため出席した者の職・氏名

副市長	野村 哲也	教育長	長谷川 清孝
総務部長	渋谷 倫男	市民部長	柴田 武巳
保健福祉部長	宮上 洋子	建設産業部長	小山 貴史
一部事務組合			
事務局長	簗原 浩		

(保健福祉部)

福祉課長	澤木 孝之	隣保館長	長崎 英明
子ども家庭センター課長	大浦 康志		

(総務部)

人事秘書課長 北村 俊明

事務局職員

人権センター課長 山鹿 千鶴
人権センター参事補佐兼人権教育・啓発係長 的野 いと
人権センター参事補佐兼男女共同参画・多様性推進係長
青柳 陽子
人権センター人権教育・啓発係業務主査

(山鹿人権センター課長)

定刻になりましたので、ただいまから第1回古賀市人権施策審議会を開催いたします。本日、井手委員より欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。また、あわせて、教育部長及び議会事務局長は常任委員会对応のため、欠席であることをご報告させていただきます。

本日はご多用の中、古賀市人権施策審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。本日進行役を務めます、人権センター課長の山鹿と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議の開催にあたりまして、市長から一言ご挨拶申し上げます。

(田辺市長)

皆様おはようございます。市長の田辺でございます。

本日は人権施策審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様、大変お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。

本市として、人権施策基本指針に基づいてまちづくりをすすめております。すべての我々の市役所として行う事業の根幹に、この人権保障があるという意識をもって、我々職員一同、日々仕事をしています。ただ、この日々仕事をする意識をもつだけではなく、こうやってしっかりと書き込んで、1つ1つ丁寧にやっていくことが大事だと思っています。

皆様ご承知のように、我々のまちづくりが今本当に大事にしているのは、憲法第13条に書かれている個人の尊重と幸福追求権。そして、14条に人権保障について具体的に書かれておりますが、やはり、この13条、14条というのをしっかりと我々が心に持って取り組んで行くことが大事だと思っております。最近話題のNHKの朝の連続ドラマ「虎に翼」において、憲法で最も大事なこの条文がドラマ中で諷刺されることであろうとは思いませんでした。私は法学部出身で憲法を学んでおりますけれども、何よりも大事なのが13条だということを言っております、これを日本全国、お茶の間に、テレビという媒体を通じて届けることができる、逆に届けなきやいけない時代なのかと裏返しても思います。とても感動しました。

こういった意識を皆さんでもっておくことが必要ですということと、やはり新しい時代の中で、以前から部落差別を始めとするあらゆる差別の解消をめざしておりますが、インターネット等デジタル技術が発達し、これらを容易に誰もが使えるような状況になっていることで、そういった差別だったり、人権、非人権的な営みというのが非可視化されるような状況になってしまっていると懸念されますのでこういったところにも注意を払わないといけないで

すし、世界的にいうと、分断が起きていたり戦争が起きていたりしておりますが、やはり社会で相互理解をすることが難しい状況に今陥ってしまっています。他国もそうですし、我が国もそうです。ですから、私がLGBTQの問題をツイッター(X)で発信すると、非常に鋭いナイフのような言葉で私を非難してくるような状況も生まれています。それが全てだとは思っておりませんが、やはり少数でもそういう反応が起きているので、溝が深いと思っています。外国人の問題もそうです。

ですから、我々行政が率先して人権保障についての取組をしっかりと今後も続けていかなければならないと思いますので、お集まりの皆様にはぜひそれぞれのお立場から、皆様の知見、感性を我々の取組に注ぎ込んでいただきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

(山鹿人権センター課長)

次に、令和6年度人権施策審議会委員の委嘱書交付を行います。代表で岩城委員にお願いします。他の委員の皆様につきましては、机上配付させていただきますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、岩城委員、前をお願いいたします。

(田辺市長)

委嘱書岩城和代様。古賀市人権施策審議会委員を委嘱する。任期は令和8年3月31日までとする。令和6年4月1日古賀市長田辺一城。

(山鹿人権センター課長)

では、ここで委員の皆様簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。事務局については、お手元に配布しております座席表でご確認いただきますようお願いいたします。

それでは、岩城委員の方から自己紹介をお願いいたします。

(岩城委員)

人権についてそんなに専任的に活動したことはないですが、振り返ってみると、福岡県で県立高校の点字受験が認められたことがありました。その時、県の人権擁護委員会の副委員長をしておりまして、救済の申し立てがあり、2週間後に県立高校の受験日があるということで、非常に急いで、勧告を出すのか警告にするのか、あるいは要望にするのか、棄却するのかという判断をしなければいけない事例に遭遇しました。最終的には勧告をだしましたが、

残念ながら、その年には実現せず、翌年に県の教育委員会が点字受験を認めるということで、全ての点字の受験の用紙、問題用紙も改良されました。

また、中国の民間飛行機がハイジャックされて福岡空港に着陸した際もイニシアティブになりましたけれども、その際、国際水準と日本の人権状況が非常に乖離していることを目の当たりにしましたので、日本の中でも、地域とか市町村の中でいろいろ地道に考えていかないといけないと思います。最初に市長より、行政は市民の人権を守るために最終的には存在するというお言葉を聞かせていただいて、本当にその通りだと思います。

(瑞慶山委員)

九州産業大学で憲法の研究・教育をしております瑞慶山広大と申します。元々、社会的差別のような内容の研究をしておりました。最近では、インターネット空間において、法の支配とか人権保障を徹底させようというデジタル立憲主義という議論があるんですけども、こうした欧米で盛り上がりを見せているものを日本でもできないかということで研究プロジェクトに従事しているという段階です。憲法の専門家の観点から、この審議会でもお手伝いさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(横田委員)

社会福祉協議会からきております横田と申します。今日初めて出席させていただきますが、実は昨年3月まで古賀市の職員でありまして、今こうして計算してみますと15年間この審議会に関わってきたと思います。委員側の立場から見る景色が初めてなので、すごく新鮮です。よろしくお願いいたします。

(守田委員)

守田と申します。私は、福岡県人権研究所の理事をしております、その縁でこの審議会委員に推薦されました。福岡市役所で主に同和教育とか同和対策、全市的な人権啓発等に携わってきた行政の立場から、市民の方々にどう人権意識を高めてもらうかといったイメージで仕事に関わってきました。部落差別等、福岡市は世帯数が多いので、相当数関わってきて、本当に人権が真に尊重される福岡市のまちづくりということを痛切に思ってきたところです。そういった経験から古賀市の取組に少しでも関わることができたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(園田委員)

みなさんこんにちは。園田と申します。私は、肩書き上は福岡県退職教職員協会というところに勤めておりますが、元々、学校現場の職員でした。初めての就職先が古賀市であり、古賀市で学ばせていただいた部分もありますし、古賀市民として生活をさせていただき、ありがたいことに自分の子ども達が、古賀市内の小中学校の中で人を大切にする教育を受けてきたおかげで、非常に良い育ちをさせてもらって感謝しているところです。

私は今、古賀市の社同推の方で市民啓発の方にも関わらせてもらっておりますが、今すごく大きな課題があります。人と人との関係が希薄になってきており、関わろうとしていただける団体がなくなってきています。例えば、PTCAについても、うちの組織の中ではもう人を出せないとか、あるいは、地域の中で非常に厳しい状況というか、コミュニティとか自治会自体がなかなか成立せずに、そういった関係の希薄化が差別を余計に助長していかないかという不安を抱いているところです。お役に立てるかわかりませんが、よろしく願いいたします。

(菊武委員)

おはようございます。LifeWaveサポートの菊武と申します。患者本人の立場から参加させていただいております。

生まれつき、口唇口蓋裂という日本で1番多い先天性疾患の病気で、「生まれた時には、言葉を話せるようにはならないかもしれない。」と言われてましたが、医療の力でここまで普通の生活ができるようになりました。17歳の時に難病の一種と言われる高安動脈炎という病気を発症し、その時にも入院を繰り返し、いろいろな面で社会に支えられてきたと思っております。少しでも恩返しをさせていただきたいという思いで参加させていただきます。

本職は、今、通信会社KDDIの方に勤めておりまして、現在は総務のような部署に属しております。地域課題の解決や災害時の支援なども担当させていただいております。初めてですが、どうぞよろしくお願いいたします。

(山鹿人権センター課長)

委員の皆様、ありがとうございました。

続きまして、会長、副会長の選任に入ります。古賀市人権施策審議会条例第5条では、委員の互選により会長、副会長を選出することとなっております。どなたか引き受けてくださる方はいらっしゃいませんか。

<挙手なし>

いらっしゃらないようでしたら、事務局に一任いただいでよろしいでしょうか。それでは、事務局から横田委員を会長に、守田委員に副会長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

<一同賛同>

ご承認いただきありがとうございます。横田会長、守田副会長、よろしくお願いいたします。それでは、会長、副会長の席に、ご移動お願いいたします。

<会長、副会長 席移動>

ここで横田会長と守田副会長に一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

(横田会長)

先ほど自己紹介で申し上げましたが、私は前までは古賀市の立場でおりました。そういう私が言うのもおかしいですけれども、古賀市としては人権施策についての事業をかなり積極的に取り組んでいて、かなり成果も上がっていると思いますが、それでも現実問題として差別がなくなっているわけではないという厳しい現実がございます。どうか委員の皆様方、古賀市の実施計画等がより良きものとなりますように、建設的なご意見を積極的にご発言いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(守田副会長)

私は福岡市在住の者ですから、日頃の日常的な人権、古賀市の取組を十分に理解しているというわけではないのですが、行政の時には、会長の立場でありまして、責任者をしていましたので、私も今までとは逆の立場ですが、福岡市からの経験からみても、古賀市は本当によくやっていると思います。逆に福岡市が古賀市の取組に学ぶべきところが多々あると思っています。ただ、福岡市は規模が大きいので、例えば全市的に人権啓発をどのようにしていくのかとか、非常に頭を痛めたところで、個々それぞれに人権課題も数多くありまして、そこら辺の取組を、頭を悩ましてやってきた経験が副会長として生かせればという風に思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(山鹿人権センター課長)

それでは次に、市長から人権政策審議会に諮問をいたします。恐れ入りますが、横田会長、よろしくお願いいたします。

(田辺市長)

「諮問第1号 諮問書 2024(令和6)年7月25日

古賀市人権施策審議会会長横田昌宏様 古賀市長 田辺一城

古賀市人権施策審議会条例第2条第1項の規定に基づき、古賀市人権施策基本指針に基づく令和6年度実施計画(案)について、貴審議会の意見を求めます。」よろしくお願ひいたします。

(山鹿人権センター課長)

ここで市長は公務のため退席させていただきますので、ご了承ください。それでは本日の配付資料の確認をいたします。

〔配布資料〕

レジュメ

(別紙1)座席表

(別紙2)人権施策審議会委員名簿

(別紙3)字句の訂正・誤植等について

(別紙4)2024(令和6)年度 第1回人権施策審議会事前質問一覧

(別紙5)2024(令和6)年度 人権施策審議会等スケジュール(案)

(別紙6)2024(令和6)年度 第2回人権施策審議会日程調整表

(別紙7)2023(令和5)年度 答申書

不備はございませんでしょうか。

資料はおそろいのようなので、このまま進めてまいります。これより、議事進行を横田会長にお願いいたします。

(横田会長)

それではレジュメに沿って議事を進めてまいりたいと思います。

まず、会議の公開及び議事録署名人について、事務局の方から説明をよろしくお願ひいたします。

(的野人権センター参事補佐兼人権教育・啓発係長)

審議会の公開の取り扱いについてご説明いたします。本会議は古賀市情報公開条例により原則公開することとなっております。公開することとなった場合は、会議の結果についての報告を古賀市公式ホームページ及び市役所情報公開窓口にて行います。また、議事録署名人として、横田会長、守田副会長にお願いしたいと考えております。

以上、事務局からでございます。

(横田会長)

会議の公開及び議事録署名人についてですが、ただいま事務局から説明があったとおり、この会議は公開することとし、議事録署名人は私と守田委員の2名とさせていただきますことよろしいでしょうか。

<一同賛同>

同意いただきましたので、会議は公開することとし、議事録署名人は私と守田委員の2名とさせていただきますと思います。

次に、令和5年度答申の取組について、説明をお願いいたします。

(山鹿人権センター課長)

令和5年度の答申の取組については、保健福祉部長及び市民部長から説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

(宮上保健福祉部長)

それでは、令和5年度の答申に基づいた取組についてご説明いたします。

私は、保健福祉部長の宮上と申します。よろしくをお願いいたします。1点目については私の方から、2点目、3点目については市民部長の方から説明させていただきます。

それではまず1点目についてです。少子高齢化の進展、核家族や単身世帯の増加等を背景に、地域でのつながりが希薄化していると感じている人や生活する上での困りごとを抱えている人が増えてきており、ひきこもりや8050問題などといった複雑化、多様化した課題を抱える世帯の増加、既存の支援制度の狭間で必要な支援に結びつかない状態に陥ってしまうなど、地域福祉に関する課題やニーズはこれまでにないスピードで増えてきていると感じております。古賀市では、こうした複雑化、多様化した課題を解決するため、世代や属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制の整備に取り組み、高齢者、障がい者、子ども子育て世帯、生活困窮などに関わる職員及びコミュニティソーシャルワーカーなど多くの関係者による連携会議を実施し、1つの部署での解決が困難な事例等について、情報共有を図りながら、多角的な支援のあり方について検討などを行っております。この取組を通じまして、すべての市民、団体、事業者、行政などが、これまで以上に地域の問題をわが事として共有し、問題解決に向けてそれぞれが役割を担い、生きがいを持って自分らしく暮らせる地域共生社会の実現を目指してまいりたいと考えております。1点目については以上でございます。

(柴田市民部長)

市民部長の柴田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

2点目について説明いたします。正しい人権意識をさらに根付かせるため、マイクロアグレッションの観点を踏まえた出前講座を実施いたしました。また、人権に関するつどい等啓発活動を行う際は、従来の周知に加え、新たに、SNS(市の公式LINE等)を活用し、より多くの市民に周知いたしました。社会的少数者への理解を深めるため、6月のプライド月間において、レインボーフラッグの掲示、「OUT IN JAPAN」写真パネル展の開催、性的マイノリティ交流会などを実施することで、広く市民への周知啓発となり、意識の向上を図ることができたと考えております。

次に3点目について説明いたします。リーパスプラザこがにて実施の「リーパスカレッジ」では、さまざまな講座や、オンライン形式による国際交流講座をはじめ、生活・地域課題に即した子育て、健康講座等の開催により、市民の学びや地域のつながりの場の創出により、人権問題についての基本的な考え方や認識を深めることを行っています。今後も、社会の価値観の変化に対応するためにも、大人の学びの重要性は高まっていると認識しており、更なる充実を図りたいと考えます。

(横田会長)

ありがとうございます。

それでは、続いて、古賀市人権施策基本指針に基づく令和6年度実施計画(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

(的野人権センター参事補佐兼人権教育・啓発係長)

まず、事前にお送りしておりました実施計画(案)について、本日お持ちでない方はいらっしゃらないでしょうか。

はじめに、事前配布いたしました実施計画(案)について、3点訂正がございます。申し訳ございません。訂正の箇所については、別紙3に記載のとおりとなります。

それでは、実施計画(案)の内容について簡潔にご説明いたします。

1ページについては、昨年度と変更ありません。

次に、2ページをご覧ください。法務省がホームページで公開している令和5年度における「人権侵犯事件」を参照し数字を変更するとともに、インターネット上の人権侵犯事件が増加している背景について文書を変更しております。同じく2ページの下の方、「2. 2023年度の実施計画の評価について

て」は、各課作成の実施計画シートを参照し、人権課題ごとに実施した主な事業の取組内容を2ページから4ページにかけてまとめています。

次に、4ページをご覧ください。「3. 2024(令和6)年度の実施計画について」は、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類へ移行し、制約なく事業が実施できるようになりましたが、事業の実施方法を従来のやり方に単純に戻すのではなく、コロナ禍で得た学びをいかして創意工夫を凝らしながら行っていくことを記しています。続いて、6～11ページの古賀市人権施策体系表では、それぞれの人権問題における昨年度施行・改正された法律や、国や市の動き、社会事象等について追記しています。主なものは、7ページの子どもの人権における、「こども基本法」、「こども大綱」の制定、子育て支援課を「子ども家庭センター」に改組、同センター内に「子ども若者相談室」の設置です。他にも、8ページの障がい者の人権問題における、障害者差別解消法の改正等があります。また、15～74ページの実施計画シートにつきましては、各課提出分を人権センターが取りまとめたものを添付しています。

続きまして、別紙4の事前質問一覧をご覧ください。事前に委員の皆様から質問等をいただいておりますので、担当課から回答させていただきます。

(横田会長)

それぞれの担当課、よろしく願いいたします。

(山鹿人権センター課長)

はい、よろしく願いいたします。人権センターでございます。別紙4の1点目、2点目、4点目についてお答えさせていただきます。

まず、1点目についてです。ご指摘の通り、国や地方公共団体の責務でありありますことや国民一人ひとりの課題でもありますことから、変更させていただきたいと思えます。

次に、2点目についてです。現在、古賀市においてえせ同和行為は見受けられません。

最後に4点目でございます。令和5年度の特設人権相談所の相談件数は0件でございます。

(大浦子ども家庭センター課長)

はい、それでは3点目について、子ども家庭センターの方からお答えをいたします。私は、子ども家庭センター課長の長と申します。

3点目、子ども食堂についてですが、子ども食堂とは、地域の住民の方々が主体となって、無料または低額で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場であり、本市においては2つの団体が活動をされていると承知をしております。本市では、今年度から市独自の補助金の制度を創設しており、今後、子ども食堂の活動を支援していくこととしております。また、子ども食堂の取組は全国に広がっておりまして、この福岡県におきましても、子ども食堂の立ち上げや運営のノウハウ提供、好事例の共有、子ども食堂同士や、子ども食堂を応援したい人や企業をつなぐことを目的としたネットワーク組織が立ち上がっていますので、こうしたことを積極的にご案内していきたいと考えています。

続いて、5点目についてお答えいたします。「こども計画」についてでございます。令和5年4月1日に施行された「こども基本法」において、都道府県及び市町村は、国の「こども大綱」を勘案して「こども計画」を策定することが努力義務とされました。これを受けまして、現在、福岡県において「こども計画」の策定が進められていますが、本市においても、現在、市の「こども計画」の策定作業を進めており、今年度中の策定を目指しています。策定にあたっては、本年5月から、各種アンケート調査を実施し、現在、集計作業を行っているところです。また、子どもや若者の当事者、子育ての地域支援者の意見を聞くためのワークショップも既に開催しています。今後、諮問機関である「古賀市子ども・子育て会議」のご意見もお聞きしながら策定作業を進めていくこととしています。5点目については以上でございます。

続いて、6点目の子ども家庭センター分についてお答えをいたします。

まず、子ども家庭センターは保育所を所管しております。その中でも、公立の鹿部保育所は、その設立の経緯もございまして、人権を育む保育に力点を置いており、毎月人権保育のテーマを決め、職員一人ひとりが、経験を積みながら人権意識を高め、人権を大切に作る心を育てる保育を日々実践しているところでございます。職員の研修の機会といたしましては、7月と12月の市民のつどいへの積極的な参加、それから、前期、後期の職員研修、各種団体が実施する研究集会や講座などへの派遣研修を行っているところでございます。また、設立の経緯などにつきましても、職員の入れ替わりがあった際などに学習を行うようにしております。令和6年度においても同様の研修を予定しているところでございます。

(北村人事秘書課長)

続きまして6点目、人事秘書課からご回答いたします。今年度の職員に対

する人権研修の準備についてです。令和6年度の市職員の人権問題研修としては、上期と下期に分けて研修の実施を予定しております。上期については、「同和問題」について、(公財)福岡県人権啓発情報センターの谷口研二氏を講師に迎え、全職員約600名に対して研修を実施予定です。また新しく完成した海津木苑の施設見学を予定しております。また、見学にあわせてし尿施設にまつわる差別の実態についても学ぶ予定です。下期については、職場単位で職場討議方式で人権研修を実施予定です。所属長がテーマを設定し、実施責任者となり、職員一人ひとりから意見を引き出し、討議を深めるよう工夫しています。研修の保障として、市職員人権研修は勤務時間中に実施予定であり、やむを得ず勤務時間外に実施の場合は超勤手当の支給を予定しています。

(山鹿人権センター課長)

6点目の学校教育分を私の方から回答させていただきます。教員への研修については、若年教師人権・同和教育研修会や、人権教育副読本『いのちのノート』をより有効に活用するための授業研修会などの人権研修を実施していますとのことです。

最後に、人権センター分の回答になりますが、2024年度具体的にどのような方向で人権施策を実施していくかについては、本日の審議会で委員の皆様から出されたご意見をもとに、答申書案を作成することとしております。内容につきましては、第2回の審議会で協議していただくこととしております。以上、事前質問に関する回答でございます。

(横田会長)

ありがとうございます。事前質問に対する回答は以上ですが、今のやり取りを聞いて、質問された委員に限らず、事前質問にはあげていないが実施計画(案)の内容についてもう少し尋ねてみたいことや、全体的な感想や古賀市の人権施策に関する意見などいただいても結構です。

ご質問、意見のある方は、申し出ていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(守田副会長)

私が何点か質問させていただきましたが、1番目の国、地方公共団体の責務でありというところについて、市長の挨拶の中でも、行政の責任というように明確にされており、しっかり、古賀市の方向性というのは明らかにされ

ていますが、確認の意味でも文書に書き込んでおいた方がよいのではないかと思います。どちらかというと、国や地方公共団体の責務の方が割合が大きくて、国民的課題の方が薄いと思っているので、古賀市は実によくやっているとは思いますが、責務というのをしっかり常に自覚する意味でも、掲げておいた方がいいのではないかと思います。

もう1点、えせ同和行為は、令和5年度はなかったということですが、私自身、現職時代にえせ同和行為と向き合ってきた経験もあります。もう事業法が失効してかなりたつので、私の関わってる範囲では、ほぼこの10年近くあまりないような気がします。古賀市にとってえせ同和行為がもう具体的な課題でなければ、わざわざあげる必要もないのではと思います。なぜならば、えせ同和行為がまだあるのかという風なニュアンスで受け取れないかなという気がするからです。全国的、福岡県下ではまだえせ同和行為はあるとは思いますが、もし、古賀市にとって、えせ同和行為が課題でなくなっているのであれば、こういう根拠もなくしていてもいいのではないかという風に思っています。

子ども食堂について、古賀市には2か所あり、今年度から補助制度を新たに設けて実施しているということで、良いことだと思います。私が関わっている、福岡市内の大原校区の子ども食堂では、公民館で地域のボランティアの人が、「スマイルキッチン」という名称で、20数名のお母さん方が中心となって第1、3、5水曜日にカレーを作って提供しています。登録者が100名ほど、常時来ているのが70名ぐらいで、フードロスを事業課題として取り組んでいる企業のサポートもあり、ボランティアといろいろ話し合いなどしながら行って、うまくいってるいというのを目のあたりにしています。個人的には、子ども食堂を地域ボランティアに委ねるのが良いかどうか少し疑問にもつところもありますが、行政が公設で行うのではなく、地域で子どもを育てていくことで、それに携わっている地域ボランティアの人たちも、子どもの貧困を実感として受け止めることができ、それを課題として行動で表せるというところが、私が関わってるところの校区の子ども食堂の実態です。福岡市は、50以上の子ども食堂の取組があって、うまくいってるところと、そうではないところがありますが、大原校区の子ども食堂「スマイルキッチン」は、非常によい取組になっていて、マスメディアでも取り上げられています。子ども食堂は、地域の人が子どもと共に育てていくということでは素晴らしい取組になっていると思っていますので、できれば古賀市においても、そういう視点でサポートしていただければと思います。

人権相談は相談件数0件ということですが、人権課題、人権侵害事件の

究極の解決はやはり救済制度だと思っていますので、特設相談を設けても、0件というのは、何か課題があるのではという気がしました。以上です。

(横田会長)

はい。それでは、1点目、2点目につきましては、審議会の諮問を受けていますので、他の委員の皆さんのご意見もお伺いをしてというところでございます。3件目の子ども食堂については何か追加して説明することがありますでしょうか。なければよろしいですが。

それでは、他の委員さんから事前質問に対してのご意見等ございませんでしょうか。本日が1回目になりますので、この場でご意見がでるかどうかわかりませんが、今守田委員からご意見がありました通り、地方公共団体の責務でありということの内容について、何か他の委員の方からご意見等ございましたら、伺いたいと思えますがいかがでしょうか。最終的に答申というかたちで、市長にお返しします。答申策定の過程の中でもまた皆さんのご意見も伺って、反映できるものは反映していきたいと思えます。

えせ同和行為についても、今守田委員の方からご意見ございまして、現実には古賀市の方ではしばらくそういう行為は発現していないということでございます。私が職員時代、建設工事に関するえせ同和行為があり、県警の方と連絡をとったことがあります。そういう行為は確かにありましたけれど、最近ではそういうことはもうないという事実はあるそうです。これについても、答申作成の段階で、また皆さんのご意見、載せた方がいいとか、削除していいんじゃないかというご意見がございましたら、その場でお伺いしたいと思えます。

では、事前質問につきましてご意見はよろしいでしょうか。

それでは、事前質問にはあげていなかったけれども、実施計画(案)の内容について、ここはもう少し聞いてみたいとか、全体的な古賀市の人権施策に関するご意見とか、そういう意見交換をしていただいても結構です。

ご意見がある方は挙手をしていただけたらと思えます。

(瑞慶山委員)

瑞慶山です。男女共同参画推進事業に関して少し伺いたいと思えます。実施計画(案)で言いますと49ページと52ページですが、いずれも実施回数が0であるとか、あるいは参加者がいなかったというところで、やはり0というのは気になるところがございます。改善策として、周知徹底を図る、報告するということが書いてあるのですが、他方で、事業のあり方として、この方

向性でいいのかというところも検討することはできるのではと思っています。例えば、女性起業関係とかがありますけれども、女性に限り起業を促すみたいな方向性が本当にいいのかどうかですね。男女共同参画事業自体は現在も必要な事業だと思いますし、これは推進していくべきものだと思います。けれども、事業の適切性、あるいは適正であったとしても周知徹底をどう工夫していくのかというところについて、現時点でのお考えがあれば、少し伺いできればと思います。

(横田会長)

では、回答お願いします。

(青柳人権センター参事補佐兼男女共同参画・多様性推進係長)

男女共同参画・多様性推進係長の青柳と申します。よろしくお願ひいたします。今、瑞慶山委員から質問がありましたとおり、令和5年度につきましては、女性の起業カフェフォローアップセミナー及び再就職応援セミナーにつきまして、商工政策課と連携して実施をしたところでございます。既に県の方で、女性の起業等についてのセミナーが行われておりますので、そちらの周知を令和5年度はさせていただいております。また、無料職業紹介所と連携しつつ、職業紹介所で行われているセミナーについても、周知啓発を行ったところでございます。また、委員からありました通り、今後のセミナーのあり方等も考えさせていただきまして、令和6年度につきましては、生涯学習推進課が行っておりますリーパスカレッジの中に、女性の再就職セミナー、今回は株式会社資生堂と一緒に事業をさせていただいて、メイクアップ講座と言いますか、再就職でありますとか就職を希望する女性に対して、自分の好きなメイクではなく、自分に似合うメイクをできれば、そして再就職につながればというところでさせていただいております。また、女性の起業とは違うのですが、働く女性の、男性も含めてですが、ワークライフバランスというところでもう1つ講座をもつ予定にしております。以上でございます。

(横田会長)

よろしいでしょうか。はい。他にご意見ご質問等ございませんか。

今初めて聞きましたけど、メイクアップ講座って面白いですね。女性はやはり、そういうところが大事なのかなと思って聞いてました。

(青柳人権センター参事補佐兼男女共同参画・多様性推進係長)

ありがとうございます。ちなみに、今、女性とお伝えしてしまったのですが、男女問わず参加は可能としております。

(横田会長)

他はよろしいですか。また後で読み返してみても、ここ聞けばよかったというのがございましたら、私なり、事務局なりにメール等でご確認いただいても結構だと思います。

では、実施計画(案)についての質疑は、今のところは一旦ここで終了させていただきます。それでは、実施計画(案)についての質疑は終了いたしますが、本日のこの審議会全体を通してのご意見、ご感想がそれぞれおありになると思いますので、あとは意見交換というようなかたちで、委員の皆様一人ひとりからご発言をいただきたいと思います。

(岩城委員)

この頃、「伴走型」という言葉に興味を持っています。一般的に理解すればわかるのですが、私たち弁護士の仕事というのは、課題解決型の仕事で、個別救済ということでやっております。福祉の世界でも課題解決型で、情報収集したアセスメントをして、そのプランを立てて、実行して、モニタリングをして、さらに自分でやっていくということに、頭が慣れてしまっていて、「伴走型支援」というのがどういうところで出てきたのかなということを考えます。現在、講座を受講して、勉強しておりますが、「伴走型」というのは、要するに、ずっと手を差し伸べても支援を拒否する人、支援の手を差し伸べていただけない人に対しても支援を行い、1人にさせないということ、そういうやり方が「伴走型支援」なんだという風に思いました。

また、個々の人権を考える時に、「重層型支援」の話が先ほど出ていましたが、結局、制度がなくて狭間に落ちている人と、制度があるけれどもその仕組みに繋がっていない人をどうやってその穴を埋めていくかっていうようなことで、今まであるいろいろな法律を、連携してやっていくところに意味があるというようなことではないかと理解しています。制度がなくて狭間に落ちている人、制度はあるけれども繋がっていない人、支援を拒否されている人もたくさんいらっしゃる。そういう方々にどういう風に支援していくかというものの1つの課題として、課題解決型ではない「伴走型支援」というのが出てきたように思います。まだ私も十分理解できていないのですが、そういう、人との関わり方というのが新たにあるというのをこの頃勉強してまして、

実際、支援を拒否する人というのは現実にいらっしゃる。そういう人に対して、どういう風にしてアプローチをしていったらいいのかということを考えながら、今、すすんでいっているのではないかと思います。

(横田会長)

ありがとうございます。瑞慶山委員お願いします。

(瑞慶山委員)

私は2点あります。1点目は、やはり自治体レベルでその独自の人権擁護、人権保障政策を進めていく意味というのは、以前から高かったのですが、さらに高まっているだろうという感覚をもっております。私の専門的なところから言いますと、昨年10月に最高裁判所の判決で、性同一性障害特例法の一部の要件「生殖腺除去手術を受けなければいけない」という要件が違憲と判断されました。その理由づけの中で、最高裁はさまざまなことを言っていますが、やはり性同一性障害者を含むジェンダーアイデンティティの多様性みたいなものの社会的な理解が深まってきていると。ですので、これを違憲にしても社会の混乱は生じないだろうというところを極めて強い理由づけの1つにしていまして、その理解が深まっていることとなぜ言えるのかというその根拠の部分について、国の理解増進法に加えて、各自治体で独自の取組として、こういう少数派の人々の人権を保護する施策っていうのが条例レベルでもあるいは政策レベルでも広がってきているということをきちんと根拠として認識しているということになります。やはり、単にその自治体の中で人権の意識が高まっていくというだけではなく、日本社会全体にとって徐々に広がっている根拠として裁判所が使うということが最近よく出てきている傾向になりますので、その観点からも、非常に自治体レベルでむしろリーダーシップをとって、こういう人権施策を様々なエリアで行っていくということは高い意義があるのだろうと思っています。そういう意味で、古賀市はこれまでもこういう人権に対しては非常に先進的な役割を發揮してきた自治体だと思いますので、この方向性をより強化していただければと思っています。

2点目ですが、先ほど質問の中で、周知徹底の方法とか広報のあり方みたいなものを質問させていただきました。あまり世代的な分断の話はしたくないですが、上の世代の方はなかなかインターネットを使えないが、下の世代の方はむしろそちらでないと情報が入ってこないみたいなところがあると思うので、この住み分けとか、組み合わせの使い方というのは、私以上に現

場の皆さんが検討されていることとは思いますが、より効果的な広報ないし周知徹底の手段のあり方というのは検討していただければと思います。事業計画を見ましても、LINEでの申し込みを始めて申込者が増えた事業もあり、非常に良いことだと思います。本来、オンラインで完結するのではなく、コロナ禍も収束しつつあるということで、対面で事業、集まりをしたり、イベントをしたりということも今後またやりやすくなってくると思いますので、そういうオンラインのものとオフラインのものというもののベストミックスを、現場の皆さんのアイデアを持って検討していただくということがとても大切なのかなという風に感じております。

(横田会長)

ありがとうございます。守田委員お願いします。

(守田副会長)

私が今感じていることがあるのですが、福岡県人権研究所の啓発部会で議論をする際、「市民に正しい理解を」と言っていますが、「正しい理解」とは何なのか。例えば、学校教育で正しく知識を教える、それが本当に正しいかどうかを誰が保障するのかという議論をしています。

今まで私たちは、市民に正しい理解、正しい啓発をということを伝えてきましたが、では、市民の人たちにどうなってもらいたいのかということについて、啓発する側である行政がどのようなイメージを持っているのか。例えば、人権意識に乏しい、正しい知識を持っていない、差別意識を持つる人を変えないといけないというような、何かうがって言うと、立場を誤解しているのではないのでしょうか。主役は市民なので、どういう市民の人たちを私たちは理想としているのかといった時に、性的マイノリティの人たちの当事者に対して「アライ」、英語で「同盟」とか「支援」とかいう意味になりますが、性的マイノリティの人たちに対して「アライ」になろうというのは、その性的マイノリティの人たちの人権を理解して、その支援する立場になることをいいます。部落問題でも同じようなことが言えると思います。部落問題という課題があって、「アライ」という人になるというのは、理解して差別をなくす人になるということです。ただ、その「アライ」という言葉に関して、全然定着してないということを啓発部会で話しています。性的マイノリティの部分では言葉として少しずつ浸透してきていますが、一般的に「アライ」になりますと言っても全然通用しないので、私たちがその啓発や学習を提供していくときに、一緒になって人権を考えていく、市民の人たちが差別を理解して、差別をなくす

ことができる人になってもらいたいというようなイメージをもちながら啓発事業に携わっていかないといけないと思っています。

私たちが今人権尊重のまちづくりを進めていく中では、人権を理解して、お互いの尊重を理解して、そしてなくすために行動できる、輪を広げることが一番大事だということを今思っているところです。

(横田会長)

ありがとうございます。園田委員お願いします。

(園田委員)

私は、市民として生活をしていく中で感じていることを含めて話します。30～40年ぐらい前に古賀市に新興住宅地ができ、その時に移り住んだ方々がほぼ高齢化してて、今は子どもたちがいないので、例えば、ゴミの収集当番などがあってもなかなかできていない状況です。そういうギリギリの状況にある地域が今たくさんあります。そのような中で、今一番必要なのは、相互扶助と言われるように、お互いさまとか、互助というスタンスを含めて地域をつくっていくことだと思っているのですが、そこが今厳しい状況にあるというのが古賀市の昔の新興住宅地の実態です。そのような地域では、隣組を抜ける方や、組長を辞退される方等がいて、子ども会育成会もどんどん減っており、昔はもっと学校の中でいろいろ研修する場があったり、いろいろなPTA活動がある中で、学んだり、いろいろ活動することができたりしたのですが、今は、PTAも学級委員会等もない。あるのは本体の何人かだけで、PTAにも入らないというように、人がバラバラになっていくような状況があることを不安に思います。人は不安になると、差別する側になってしまうので、接着剤みたいにみんなが繋がり合うような、そういうものが必要なのではないかとずっと思い続けています。本日配付された資料の別紙7の回答の1番最初の部分にそれに近い部分があったのですが、みんながもっとお互いに繋がり合えるようなものが必要なのではないかという風に思っています。

もう1点気になっているのは、先ほどSNSの話がありましたが、私が学校現場にいた時も、携帯電話が流行り出した際、人を攻撃するような内容を一気に発信できる、今でいうLINEみたいなものに、「あの人すかん。」というような、書き込みがされて、次の日から人間関係が壊れるというようなことを、何度も経験してきました。子ども達がそういった差別とかバラバラの状況の中から自分たちで良い人権的な価値観のものを作り上げていくという

ことが最終目的になると思うのですが、そのためにはメディアリテラシーといわれているように、ぽんと出てきたことに対して、もっときちんと本当の情報を掴んだ上でやっていかないといけないし、いじめとかそういうものを、煽るものとしての活用ではなく、人と人をちゃんと繋いでみんなで前に進んでいくためのツールなんだというところがもっとこう前に出てくればいいという風に思っているところです。メディアリテラシーなり、そういった課題についてどこかでやはりきちんと伝えていかないと、今の社会情勢の中で人を嫌悪したり、あるいは攻撃的に発言したりする人が結構多いので、これは古賀市だけの課題ではないと思うのですが、そういうものに染まらずに、きちんと判断していくような力をどこかでつけていく必要が、大人も子どももあるのではと思っているところです。

(横田会長)

ありがとうございます。菊武委員お願いします。

(菊武委員)

私の方からは、先ほどありました、子ども家庭センターの「人権意識を高めて保育」というところで思い立ったこととお話しさせていただきます。

私が小さい頃、顔の傷が目立ったので、電車の中とか公園とかで幼い子が見て、傷を指差してはやし立てるということがあって、そういう時、お母さん達はどう対応したらいいかわからないため、「だめよ、そんなこと言っちゃ」と言って、子どもを抱えてさっと帰ることが多かったのですが、最近そういうことがすごく減ってきています。世の中にはいろんな病気や障がいの人がいるということが知られるようになり、お母さん方も細かくは言えないけど、そういうことをしっかり言ってくださる。自分の立場だったらどう考えるかな。そういう一つひとつの積み重ねというのが、今の人権意識の高まりにつながっているんじゃないかと思いました。

もう一つ、これはどこかで話したことがあるかもしれませんが、同じような話で、子どもさんの優しさに気づいた事例です。やっぱり傷を指差してまた何か言われるかなと、とっさに身構えたんですけど、そのお子さんが言ってくれた言葉は、「その傷どうしたの。」「手術したの。大変だったね。頑張ったね。」だったんです。そういう風に一人ひとりに寄り添った言葉が幼くして言える。それは素晴らしいことだと思います。そういうところを社会全体で伸ばしていけたらいいんじゃないかなと思います。

少し違うところで、事例の紹介になるんですけど、最近、視覚不自由の方

からお聞きしたお話を紹介させていただきたいと思います。その方は、弱視で少しは見られるんですけど介助が必要で、でも本当に自立心が旺盛で、一人でどこでも行かれるので、自治会などの活動に出た時に、逆に高齢者の方から、「一人でそうやって動いたら危ないから、じっとしてなさい。」っていう風に言われてしまいました。そこで、その方は、「盲人には、お人形さんになりなさいって言ってるのかね。」という風に言われてたんです。もちろん周りの方は、心配しての言葉だったと思うんですが、それも高じると、相手の自立を妨げるようなことにもなりますし、どこまで干渉するかとか、関わるかというのは、すごく難しい問題だと思いますが、お互い歩み寄って、生きやすい社会になっていったらよいなと思います。

(横田会長)

はい、ありがとうございます。最後に私の方から少し話をいたします。

私は社会福祉協議会というところにおります。古賀市が、権利擁護に非常に力を入れていただいていることに関しては、心強く思っていますし、ありがたく思っています。

別の話ですが、先ほど、園田委員からメディアリテラシーの発言がございましたが、私も最近特にそう思っています。ネット情報ですから半信半疑で見ましたが、小学生になりたい職業のアンケートをとっていて、男の子の1位がユーチューバー、女の子でも3位か4位ぐらいにユーチューバーというアンケート結果がでていました。今はそういう時代です。

そのような中で、ユーチューブというのが、よく言われますように、例えば新聞だと二次情報になるので、情報発信者がいて、そこを伝聞形式で皆さんにお伝えするものになります。ユーチューブは本人が出てきて、本人の言葉で喋るから一次情報というかたちになりますが、その一次情報の発信者がすべて正しいことを言ってるとは限らない。でも、本人が言ってるからこれが本当だと思い込まれる方も一定数はやはりいらっしゃる。過激なユーチューブ等のコメント欄を見ると、オーソドックスな、いやいやそれ違うよみたいなコメントが大多数で、安心はしますけども、それでも一定数、信者みたいな、これは正しい、この人が正しいみたいなことを書かれるコメントも見ます。そのような中で、判断力のない年代の子たちがこれを信じたらどうするのか、恐いなと思うことがよくあります。成長する過程において、これは違うという判断が伴えば、大きなことにならないでしようが、年齢関係なく接することができるユーチューブというネットが、これだけ人格形成であったり、社会的な行動に影響を与えたりするのかと怖い気はします。どこからどこまで歯止め

をかけるべきなのか、今のところそういう方法はなかなか見当たらないと思います。ですから、ネットだけの情報を信じないということが、子どもも含めて、皆さん分かっていたら良いのですが、そうじゃない人たちもいるので、それをどうしたらよいのか。

人権に関して言えば、最近話題になりましたが、メジャーリーグで活躍してる大谷選手が購入した自宅が家の配置から何から全部メディアで晒されたということで、問題になっていたようです。それを大手メディアがやると叩かれますが、大手メディアがやらなくても、多分、ユーチューブをしている人であれば、特定情報を探してきて、やはり公表されます。そういうことに対してどのような防衛ができるのだろうと思います。子どもの犯罪でも、犯罪被害者でも加害者でも、子どもであっても情報がどこかに出ている、ご両親の育ち、家庭の情報まで出ている、恐ろしい世界だと思います。そのようなことに対して、総務省でもいろいろ対策を行ってはいるのですが、なかなか歯止めが利かないので、今でもネットの情報というのは怖いと思っています。見る側が一生懸命気をつけてみないといけないと思っています。

雑談になりましたが、他、皆さんからご意見等はよろしいでしょうか。では、その他として、委員の皆さんから、なければ事務局から何かありますか。

(的野人権センター参事補佐兼人権教育・啓発係長)

事務局からの連絡がございます。

本日ご出席いただきました委員の皆様には、後日、報酬及び費用弁償をお支払いいたしますので、口座のご確認をよろしくお願いいたします。

もう1点、会議録についてでございます。本日の会議録については、作成次第、皆様に郵送いたします。内容をご確認いただき、訂正等ございましたら人権センターまでご連絡をお願いいたします。訂正終了後、横田会長、守田副会長の承認により、会議録を決定させていただきたいと思っております。

3点目、第2回の審議会についてでございます。本日、別紙6として日程調整表をお渡ししております。本日ご記入いただける方はこの場でご記入いただいてご提出いただければと思っておりますし、本日まだご予定が不明な方に関しましては、後日郵送等でご提出をいただければと思っております。

皆様の日程を調整した後に改めて通知をさせていただきますので、よろしくようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

(横田会長)

それでは、議事を全て終了いたしましたので、進行を事務局へお返しした

いと思います。

(山鹿人権センター課長)

横田会長、スムーズな議事進行ありがとうございました。また、審議委員の皆様におかれましては、貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

最後に、副市長の野村から閉会のご挨拶を申し上げます。

(野村副市長)

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議承りまして誠にありがとうございました。また、審議の中で本市の人権についてご評価いただきまして、重ねてお礼申し上げます。ただ、実態といたしまして、何十年も私どもは取組を進めてますけれども、差別はなくなるというのが実態でございいますので、そういった意味で、やはり、より効果的な、そして市民一人ひとりに届くような取組が必要かなという風に改めて思っているところでございます。

本日いただきました貴重なご意見、ご助言等につきましては、実施計画はもとより、今年度の取組に活かしてまいりたいという風に考えております。先ほど事務局からありました通り、8月下旬から9月4日にかけて第2回目の審議会も予定をさせていただいておりますので、引き続きのご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(山鹿人権センター課長)

以上をもちまして、第1回古賀市人権施策審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

【閉会】